

著作権	判決年月日	令和6年7月10日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和5年(ネ)第10108号		

○ 著作物である動画の複製物がP2P方式のファイル共有プロトコルであるビットトレントを利用して複製、送信可能化されたと認められ、各ピアによるダウンロードが可能であることを確認する「ハンドシェイクの通信」に係る発信者情報が、プロバイダ責任制限法5条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するとして、著作権者による発信者情報開示請求が認容された事例。

(事件類型) 発信者情報開示 (結論) 原判決取消・請求認容

(関連条文) 著作権法2条1項9号の5、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）5条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和4年(ワ)第25488号・令和5年10月26日判決

判 決 要 旨

- 1 本件は、Xが、氏名不詳の発信者（本件発信者）が、ビットトレントを利用して本件動画の複製物（本件複製ファイル）を複製及び送信可能化したことにより、本件動画に係るXの複製権、送信可能化権が侵害されたことが明らかであるとして、電気通信事業を営むYに対し、プロバイダ責任制限法5条1項に基づき、発信者情報の開示を求める事案である。
- 2 原判決は、Xの「権利が侵害されたことが明らかである」（同項1号）と認められるが、本件発信者情報が「当該権利の侵害に係る発信者情報」（同項柱書）に当たるとは認められないとして、Xの請求を全て棄却したところ、Xがこれを不服として控訴した。
- 3 本判決は、要旨、次のとおり判示して、原判決を取り消し、Xの請求を認容した。

(1) 権利侵害の明白性について

ビットトレントで配布される特定のファイルは、小さなデータ（ピース）に分割されて複数の端末（ピア）に分散して保有されており、当該特定のファイルの取得を新たに希望するユーザーは、対応するトレントファイル（分割されたピースの所在等の情報が記載されている。）を取得した上、これを自身の端末に読み込ませてビットトレントネットワークにピアとして参加し、他のピアとの間でハンドシェイクの通信を行って当該他のピアがピースを保有していることを確認し、当該ピースの送信を要求してその転送を受ける一方、自らも他のピアに転送できる状態で当該ピースを保有する。

このようにしてピア同士でピースを転送又は交換し合うことを通じ、最終的に全てのピースを取得し、当該特定のファイルの共有を実現する仕組み（以下「本件仕組み」という。）の下では、各参加者は、本件仕組みを認識した上でこれを利用し

ていると認められ、主観的にも客観的にも、他の参加者と共同して、当該特定のファイル全体について複製及び送信可能化を行っているものと評価することができる。

そして、本件発信者は、当該ファイルのピースのアップロードが可能であることを通知するハンドシェイク（UNCHOKE）の通信を行っているから、遅くとも本件発信時刻までには、本件複製ファイルの少なくとも一部のピースを自身のピアに記録するとともに、これを他のピアからの求めに応じてインターネット上で提供することができる状態にしていたことが推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

そうすると、違法性阻却事由を認めることができない以上、Xの複製権、送信可能化権が侵害された状態が発生したことは明らかというべきであり、本件発信者の保有するピースの容量の多寡、本件発信時刻に行われた通信がUNCHOKEの通信であることは、この認定判断を左右するものではない。

(2) 本件各発信者情報は「当該権利の侵害に係る発信者情報」に当たるかについて

本件仕組みの下において、侵害情報となるのは、本件発信者が本件発信時刻までに本件仕組みに従ってダウンロードし、インターネット上に提供した、本件複製ファイルのピースである。

また、発信者情報とは、侵害情報の発信者の特定に資する情報である（プロバイダ責任制限法2条6号）ところ、本件発信時刻に行われたUNCHOKEの通信は、当該通信を行った者が侵害情報をダウンロードし、インターネット上で提供可能な状態にしたことを強く推認させるものである。そうすると、当該UNCHOKEの通信の発信者を特定する情報である本件発信者情報は、侵害情報の通信そのものの発信者情報ではないが、侵害情報の発信者の特定に資する情報として、「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するものと認めるのが相当である。この解釈は、加害者の特定を可能にして被害者の救済を図るという同法の趣旨、当該UNCHOKEの通信と侵害情報との結びつきが高いことに照らしても、許容されるというべきである。

Yはこの点を争うが、プロバイダ責任制限法5条1項柱書は「当該権利の侵害に『係る』発信者情報」と定めているのであり、令和3年法律第27号の法改正によって、ログイン等に係る「侵害関連通信」以外は侵害情報の通信そのものの発信者情報に限って開示請求が認められることとなったなどという厳格な限定解釈を採用する理由は、改正後の同法の文言上見当たらず、そのような解釈が改正法の趣旨に合致すると認めることもできないから、Yの主張は採用できない。

以 上